

一般社団法人 日本義肢装具士協会 定款

第1章 総 則

(名称)

- 第 1 条 本会は、一般社団法人 日本義肢装具士協会 と称する。
2 本会の英語による表記は「The Japanese Academy of Prosthetists and Orthotists」と称とする。

(事務所)

- 第 2 条 本会は、主たる事務所（本部）を、東京都文京区に置く。
2 本会は、理事会の決議により従たる事務所（支部）を必要な地に置くことができる。

(目的)

- 第 3 条 本会は、義肢装具士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めるとともに、義肢装具をはじめとした福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 義肢装具をはじめとした福祉用具を必要とする者の生活の質の向上に資する事業
(2) 義肢装具をはじめとした福祉用具に関する学術・技術の向上、研究開発並びにその普及・発展に資する事業
(3) 義肢装具をはじめとした福祉用具に関する国際協力および貢献に資する事業
(4) 義肢装具をはじめとした福祉用具に関する調査研究事業及び刊行物の発行
(5) 義肢装具士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(公告の方法)

- 第 5 条 本会の公告は、電子公告による。
2 事故その他やむを得ない理由により、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会 員

(会の構成員)

- 第 6 条 本会は、次のいずれかに該当し、次条第 1 項の規定により会員となった者をもって構成する。
(1) 正会員 「義肢装具士法」(昭和 62 年法律第 61 号) 第 3 条の規定による義肢装具士の免許を有する者
(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人（義肢装具士の免許を有する者を除く。）及び団体
(3) 学生会員 義肢装具士養成学校の学生その他学生であって義肢装具士の免許を有しない者
(4) 購読会員 本会の刊行物等の購読を希望する個人（義肢装具士の免許を有しない者に限る。）及び団体
2 前項の会員のほか、本会に特に功労があった者で、理事会の推薦に基づき社員総会において承認された者を名誉会員とすることができる。

(入会及び届出)

- 第 7 条 本会に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、承認されなければならない。
2 会員はその氏名及び住所等に変更があったときには遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

(会費の負担)

- 第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払わなければならない。
2 毎年、賛助会員、購読会員及び学生会員は、社員総会において別に定める額を納入しなければならない。

(会員の責務)

- 第 9 条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(任意退会)

- 第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により除名することができる。
(1) 本会の定款又は規則に違反した場合
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

- (3) その他除名すべき正当な事由がある場合
- 2 前項の場合において、本会は、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 正会員が義肢装具士免許を取り消されたとき。
- (5) 総代議員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(会員名簿)

第14条 本会は、会員の氏名及び住所等を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所に宛て行うものとする。

第3章 代議員

(代議員の選出)

第15条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員は、おおむね正会員20人の中から1人の割合をもって選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、4年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(代議員資格の喪失)

第16条 代議員は、第10条から第12条までの規定に基づき、この法人の正会員でなくなったときは、その資格を喪失する。

第4章 社員総会

(種別及び構成)

第17条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、それぞれ全ての代議員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 会費及び入会金の金額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する代議員から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、法人法第39条第1項に規定する日までに通知を発しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が社員総会を招集する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会に出席している代議員の中から選出する。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第23条 社員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第24条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散・合併
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面議決権の行使)

第25条 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条に規定する社員総会については出席したものとみなす。

- 2 代理人を選任する場合、当該代議員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(議事録)

第26条 社員総会の決議については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長、会長及び出席した理事の中から選出した1名が署名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員の設定)

第27条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、3名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、別に定める規程に基づき社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会の法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本会の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表して業務を執行し、統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を掌理する。
- 5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会及び社員総会に報告すること。
- (5) 前号の報告が必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) その他法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該社員総会における決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第33条 本会は、理事及び監事に対し、社員総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程により、報酬を支給することができる。

- 2 本会は、理事及び監事に対し、その職務を遂行するために要する費用を支払うことができる。その額については、社員総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(顧問)

第34条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、任期については別に会長が定める。
- 3 顧問は、本会の重要な会務について、会長の諮問に応える。
- 4 前条第2項の規定は、顧問について準用する。

第6章 理事会

(構成)

- 第35条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は次の職務を行う。
(1) 本会の業務の執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
(4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(招集)

- 第37条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。
2 会長以外の理事及び監事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
4 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
5 理事会は、前各項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、開催することができる。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長又は他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

- 第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名し、押印する。ただし、会長を選定する理事会については出席した理事が署名又は記名し、押印する。

第7章 委員会

(設置等)

- 第42条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。
2 委員会の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、職員は会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第44条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第45条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第47条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産又は事業から生ずる収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書及び収支予算書は会長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第2号及び第3号の書類については承認を受け、その他の書類についてはその内容を報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第52条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 補 則

(細則)

第53条 この定款に定めるほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会において定める。

附 則

1. 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成25年3月31日までとする。

2. 本会の設立時理事及び監事並びに設立時代表理事は次のとおりである。

設立時理事 栗山明彦
設立時理事 内田充彦
設立時理事 根岸和諭
設立時理事 大塚博
設立時監事 坂井一浩

設立時代表理事 栗山明彦

附 則

この改正は、平成29年7月22日から施行する。